

事 務 連 絡

令和 5 年 8 月 2 4 日

各都道府県・指定都市 住宅担当主務部局 御中

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

マンションのバルコニー等からの子どもの転落事故防止について（注意喚起）

平素より住宅行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

子どもがマンションのバルコニー等から転落する事故については、近年増加しているところですが（別紙参照）。

これらの転落事故については、ベランダや窓の近くに子どもがよじ登れる物や家具を置かないことや、子どもの手が届かないところに補助錠を付けるなどにより防げる場合があります。

令和 5 年度秋季の建築物防災週間における近年の災害・事故を踏まえた建築物の防災対策に関する取組の一環として、小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起を別途行っているところですが、各都道府県及び指定都市におかれましては、下記 HP を参考に、管理している住宅の居住者等に対して当該内容を周知・啓発いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県及び指定都市におかれましては、貴管内市町村の公的賃貸住宅等を所管する住宅担当主務部局及び住宅供給公社に対しても、この旨周知いただきますようお願い致します。

（参考）消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_061/